新法の特徴

目

次

チェコ共和国国際私法の改正について

原 俊 宏

笠

前書き

五四三

後書き

各論規定の概容

九四八年三月一一日採択の「国際私法及び準国際私法並びに私法領域における外国人の法的地位に関する法

年一二月四日に成立した「国際私法及び国際民事訴訟法に関する法律」(一九六四年四月一日施行、 律」(川上太郎 『国際私法の国際的法典化』(有信堂、一九六三年)五三頁以下参照)を基本的に受け継いで、 以下、「旧法」と 一九六三

する)

は、

当時、

相当に精緻な規則を有する国際私法典として注目され、

19

(拙編

わが国においても紹介されている

Republic, 2011,

その後 受け継が ŋ 連邦 は、 訳 国 旧 共 和 際私法立法総覧 九九三年四 チェコスロ 旧チェコスロヴァキア社会主義共和国において施行されていた法令は、 両 n 国 てい . 者の と改称されて連 た。 乖離はさほど大きいものではなかった 月 ヴァキア社会主義共和国における共産党政権の崩壊をもたらし、 そして、 目 (富山房、 チェコスロヴァキア連邦共和国 邦 国際私法についても、 制が維持されたが、 一九八九年)二〇八頁以下参照)。 一九九二年には、 右法律が分離後の (Monika Pauknerová, はチェコ共和国とスロ 一九九一年一二月二六日のソビエ 連邦議会における 一両共和 国におい Private international 基本的には、 ヴァキア共和国とに分離され その国名もチェコ て必要な改正が 「連邦解 そのまま両 消 law in 法 加えら 一スロ 連 0) 可 ヴ 邦 和 ア 0) 丰 解 て施 国

だ、 る 項が追加され 際的管轄権及び外国判決の承認に関する諸規定を含む一二五箇条に亘る精緻な国際私法立法が、 欧州連合に ヴァキア共和国 ては、 ス 「新法」とする) 欧 口 | 州諸 施行されることとなっている。そこで、以下において、 ヴァキア共 規律の対象とされる事 加盟したことにより、 玉 一の学術専門文献・資料等の十分な情報が得られていないため、 た結果、 の国際私法立法」東洋法学五六巻二号一九一頁以下)、チェコ共和国においても、 op. cit., p.17.)。二〇一二年一月二五日、 和 が成立し、 国 その成立当時の内容とはかなり異なる規定が多くなっているのが現状であるが 0) 国際私法について見れば、 同法律により、 頭的範囲も拡大され、 憲法の修正を始めとする法改正が必要とされる新たな情況が出現するに至って チェコ それ 共和国 又 は、 「国際私法に関する二〇一二年法令集第九一号法律」 旧法 の国際私法立法は全面改正されるに至った。 独自に度重なる修正が 一の特徴であった国際民事手続法も 新しいチェ コ 細部に亘 共 和 玉 加えられ、 玉 って周到に言及することは 際 私法の 二〇〇四年五月 又 内容に 二〇一四 一層充実され 数 Þ 関して、 拙 0 [年一月 新法に 新 「スロ 日 r V 以 未 困 玉 お 条

}

たというわけではない

難であるが、その概容につい て、 知られる範囲において素描し、 又 特に旧法との比較において若干の言及を試み

二 新法の特徴

国際私法や二〇〇四年のベルギー国際私法においても見られるものであり、 する規則が、それぞれにまとめられている。もっとも、このような規定の配置の形式は、既に、 れらの諸規定の配置である。すなわち、旧法が、国際私法規定及び国際民事手続法規定のいわば二部構成となって 事手続法規定が置かれていたことがその特徴となっていたが、新法における特徴として、先ず指摘されるの 法及び国際民事手続法の規則を有する一二五箇条をもって構成されている。 拠法選定規則、 たのに対して、 全体的な外観として、七○箇条をもって構成されていた旧法に対して、前述のように、より詳細な国際私 外国判決承認規則に関する規定が置かれている。 新法においては、 規律の対象となる法律関係毎に、 渉外私法事件の処理における三つ チェコ共和国裁判所 旧法においても、 チェコの新法によって初めて導入され の国際的裁判管轄規則 か 一九八七年スイス なり詳 の局 な国 面を規律 は、

欠けていた規定の整備とともに、 然人と法人との区別もされていなかったが、新法は第七○条において、法人に関し、 置かれるようになっている。それとして、例えば、法人に関する諸規定が挙げられる。 新規の規定を増加することにより、 信託に関する諸規定の導入も、 旧法の制定後に新たに出現した法律関係ないし身分関係に関する規定の新設も 当事者意思自治の法理の導入とともに注目されるところである。 旧法において規定されていなかった基礎的な事項についても、 かなり精緻な規則を定めて 旧法第三条に 明確な規則 お 旧法におい ては É が め

仲

裁に関する一定の事項がそれらである。

新法の特徴として指摘される規定であろう。すなわち、 がそれである。 又 国際破産や国際仲裁判断に関する諸規定の充実も顕著である 同性間 の婚姻及び登録パー トナーシップに関する第六七条

詳細な国際民事訴訟に関する総則規定を含めて、 ろう。 旧法において明 旧法において規定されていなかった総則に関する諸規定が、 確にされてい なかっ た多くの規則に関し、 数多く新設されていることも、 特に注目される 準拠法選定規則のため のは、 新法の特徴の一つであると言うこ 総則規定が充実されたことであ の総則規定に止まらず、

三 総則規定の概容

とができるであろう。

管理であるときは、 を含め、 主題」は、 の承認及び執行、 新法は、 私法関係において規律する国家の法律、 第 渉外的要素を有する規律対象として、 編 総則 外国との関係における司法援助、 上記に言及された事項を処理 規定 の下に、 国際私法としての基本規定を置い 私的状況における外国人及び外国法人の法的地位、 Ļ 次のように定めている。すなわち、予定された法律以外 破産に関する一定の事項、 か ~ つ、 裁判する裁判所及び他の官庁 ている。 外国 それらの諸規定として、 [仲裁裁定の承認及び執行を含 の権限及び手続 渉外的 ご要素が 外 の基準 国 条

共和国 な諸規定の適用が影響を与える法律関係を規律するかに拘わらず、 適 .が拘束されている国際条約が発布した諸規定、 第二条は、 用 実質法の優先として、 国際私法の法源の序列について、 第三条は、 「強行的 適用規定」につき、 及び、 国際的合意及び欧州連合規則の優先を謳 欧州連合法が直接的に適用する諸規定へ服するも チェコ法上の 新法 の諸 諸規定が常に適用されなければな 規定は、 何 n の法体系が 新法は、 か チ よう エ コ

らない場合におけるそれらの適用を妨げないとして、 内国強行規定の適用を優先させている

は、 の理由 に依って生起した法律関係若しくは事実についても、 て適用されるべき外国法は、その適用の結果が明らかに公の秩序に反するとき、 講学上、 外国からの要請に対して手続的処置を執ることが不可能であるか、又は、 「から、 国際私法の総論とされている諸事項については、 外国 宣裁判、 外国裁判所の解決、 外国鑑定、及び、 承認することは不可能であると定める 第四条が、「公の秩序」につき、 他の公的文書、 外国においてか、若しくは、 外国仲裁裁定を承認するか、 適用されることができない 新法の諸規定に従 外国 若しく 同

する て、 に創出された事実、 更に、 又 チェコ として、 当該基本的関係と結び付いている特定の関係又は問題の評 複数の法制度を適用するとき、 て果たす機能をも考慮するものとし(第二項)、又、 (第三項)。 第五条は、 第三編 法の下に行なわれるべきものとする 特定の法律関係又は問題の準拠法を決定するための準拠抵触規定を決定するため 「法律回避」につき、 国際私法の 又は、偽りの故意の行為は無視されるとして、法律回避論を肯定的に位置付けている。 準拠法 (連結素) 般規定」 第一項に従ったそれらの諸規定の評価のため、 当事者の合意が損なわれてはならないとされる本法の諸規定を斥けるため を決定するため、 中には、 (第一項)。しかしながら、特定の法的権利又は法規の 多くの総則規定が置か 法律が、 本法の抵触規定において定められた事実は、 価 は 何らかの基本的関係をもって意図されていると 常に、 n 当該法律の下に行なわれるべきものと てい る。 それら 先ず、 0 諸規定がその 第二〇条は の法的 問 チ 評 法体系に 題 工 価 コ法の 13 は、 性 0 質 常 決

定がチェコ法へ反対に送致するとき、 て、 第二一条は、 「反致」につい チェコ法上の実質法が適用されるとして狭義の反致を規定している。 て、 まず、 本法の諸規定が外国法の 適用に権 限を付与し、 か つ、 そ 次に、 Ò

下に検討されるとする

第四項

が

できるとする

定に従って適用されるときは適用され、 外国法 て選択されたとき、 るものとする。 転致 の諸規定におい 再 当事者意思の尊重及び弱者利益の保護の顧慮がその理由であろう。 致) 抵触規定の考慮は、 が認められるが て、 他の外国法へ送致される場合には、 第一 さもなければ、 それが当事者間の取決めから明らかであるときにのみ、 項)、 契約法及び労働法の状況においては、 チェコ法上の実質規定が適用されるとして、 当該他の外国法の実質規定が、 従って、 反致ない 準拠法が当事者によっ それがその法選択 それを行なうこと し再 その 致 は 限 .視され りに

外 る承認要件を満たす判決が下された外国の裁判所若しくは官庁によって合法的に解決されているとき、 項)、又、 国法に依 続 0 問 いって、 題 (本問題) 第二二条は、「先決問題」 って規律される限り、 先決問題を構成する法律関係が、 の解決につき、 先決問 チェコ共和国裁判所がそれ自身の法に権限を与えなかったときは、 について、 題準 拠法の決定のため、 既に、 諸問 権限を有するチェコ共和国官庁、 **.**題の準拠法の決定においては、 本問 題 準拠法上の抵触規定が適用され 本法の諸規定を適 又は、 チェ コ共 形式 和 用 るとし 国に 査 お 題 が 当

n 本法の諸 それら に適用されるべきものとする。 定に従って適用される外国法は、 みをもって、 た問 続いて、 の制 .題を解決する裁判所又は官公庁は、 規定に従って適用されるべき外国法の内容は、 第二三条は、「外国法の確定及び適用」について、 度的分類又は公的性質に拘わらず適用されるものとし 当該外国 [裁判所の判決が根拠を有するものとする 当該外国法の諸規定は、 職権により、 全ての適切な手段もって解決を行なうべきものとするとし かつ、 当該法律が施行されている領域にお 職権をもって決定されるものとする。 それらがチェコ法の実質規定と必然的に抵触 本法の諸規定が別段に要求しない (第二項 (第一項)、 又 別段に特定されてい (V て適用されてい 本法によって規律さ 限り、 ない 本法 の諸 限 限 るよう

ある法律が適用されるべきものとする

(第二項

裁判所又は官公庁は、 然るべき立法の適用を決定するとして、 特定の集団の人々につき、多数の法体系ないし異なる取扱いを有する国家の法律の適用のため、 外国法の内容を知るため、 間接指定主義の立場を原則とし 法務省の声明を要求することができるとする (第四項)、そして、 然るべき期 当該国家の法律が 間

国法を見い出すことが不可能であるときは、

チェコ法が適用されるべきことを定めている

(第五項)。

項)。そして、その場合に、 あ したか、 の適用につい ŋ かつ、 第二四条は、「例外的な援用及び準拠法の決定」について、事件の全ての状況、及び、特に、 当事者間の公平な取決めに反するとき、 ての当事者の合理的な期待を考慮して、本法の諸規定に従って適用されるべき法律の適用が不合理で さもなければ、 他の連結規則の下に準拠法を決定することができないときは、当事者が準拠法を選択 特定の優先すべき権利の適用が確認されない限り、 それは例外的に差し控えられることができるとする 当面の問題と最も密接な関係が 別 の法秩序

他 証明しなければならない ら生じる結果が考慮されなければならない。 の適用につい 務の本来の準拠法に拘わらず、 0 そして、 国家の法律の下においては、 第二五条は、「他の外国法の強行的適用規定」として、 ての要件は、 当該他 当該他の国家の法律の適用を要求することができる。当該法律の権利及び義務 当該他の の国家との十分に重要な関連性、 国家の法律の諸規定が適用されることとなるとき、 それらの諸規定を主張する当事者はそれらの諸規定の効力及び内容を 本法の諸規定の下においては適用され 及び、 当事者にとって、 その適用又は不 当事者は ない -適用 利及び が、 か

一六条は、 「外国自然人及び外国法人の法的地位」に関する諸 外国国民とは、 チェコ共和国市民でない者を意味する。 説規定も、 総則規定として位置付けら 外国法人とは、 チェコ共和国 ń てい の領域外に お

人の地位については、

他の立法によって規律されることを定めている。

チ には、 設立された法人を意味するとし 責任を与える者であると定めるときは、 11 を有するとし 本法及び他の法律において別段に述べられていない限り、 エ る。 コ共和国において、 但し、欧州連合法が、当該外国自然人及び法人につき、 外務省は、 (第二項)、 権限を有する官庁と合意して、 労働法の分野、 外国がチェコ共和国市民及びチェコ法人をそれ自身の市民及び法人と別 第一 項)、 著作権及び工業所有権の分野におい それに従うべきことが定められてい 外国自然人及び外国法人は、 第二項が適用されないことを公報において表明するものと定めて チェコ共和国市民及びチェコ法人と同 チェコ共和国市民及びチェコ法人と同一の権 その身分的権利及び財産的 て営業活動を行なう外国人及び外国法 る (第三項)。 そして、第二七条は ... の に処遇する場 権 利につい 利及び義務 利及び

ない その 時に幾つ 他 の下における無国籍者であるときは、 最 0 更に、 者は、 浸い 治が市 玉 後 如何なる国家の市民でもない者であって、 [家の市民でもあるときは、 (第三項)。 出され かの国家の市民であるときは、 それも見い出されることができないときは、 その当時、 第二八条は、「重国籍又は不確定国籍」につい 民である他の外国国家 ることができないときは、 尚 その者が常居所を有する領域が帰属する国家の市民であると見做され、又、その領域 何 n か の者が その者の国籍はチェコ共和国のそれとするものとし へのその関係が実質的に勝る場合には、 >国際的 避難民の法的地位及び無国籍者の法的地位を規律する国際的合意の 最後に取得された国籍によって決定されるが、その者の生活 保護 その者が居住する領域が帰属する国家の の志願 同時に、 者 本法の目的のため、 その国籍が第二項の下においても決定されることができ て、 避難民若しくは付随的 何れ か の者が、 当該国家の チェコ共和国市民として手続きされ チ エ コ共 保護の受益者、 国 籍を有するもの 和国 国 (第一項)、 籍が決定するとし 芾 民であ 又は、 何 状況に n ると同 と見做され か 諸 の者が 他 競定の (に常 時 0 より、 第二 立

同第四

に限られていることとは、

非常に対比的である。

下に、 その者の身分的地位は国際的合意によって規律されるとする (第四項)。

して、 総論問 項)、 以上、 三題に 明文をもって規定されているそれは、 地域的不統 わが国 関する明文規定は乏しく、 国 際私法の主たる法源である「法の適用に関する通則法」 一法国法の適用 (同第三項)、人的不統一法国法の適用 その多くが判例及び学説に依存してい 重国籍者の本国法 (通則法第三八条第一項)、 (同第四〇条)、 (以下、「通則法」とする) にお るのが実情である。 反致 無国籍者の本国法 (同第四一条)、 すなわち、 į, ても、 (同第 公序

関は、 取決め、 使することができる範囲におい するとする 所を規律するとき、 章「権限」 て行なわれたその行為及び訴訟から生じる手続に関 他方、 裁判所の管轄からの免除は、 チェコ裁判所が権限を有するときは、 チ 又は、 ī 新法の特徴 コ 中には、 (第二項)。又、第七条は、「チェコ裁判所の裁判管轄権からの免除」として、 裁 チ 判 I 前 コ共和 第六条が、「チェコ裁判所の裁判管轄権」として、手続規則がチェコ共和 の一端を如実に表現するものとして、 本法又は他の立法が別段に定めてい 0 権 限 国立法に従 服さないものとし て、 般国際法又は国際的合意の下に、 他の行為、 1, それらの範囲におい 同一法律関係又は同一 訴訟又は事件へ適用されるとし (第三項)、 チ ない 第二編 第一項及び第三項の諸規定は、 ı コ裁判所の管轄から免除されるとし 限り、 て、 「国際手続法の総則規定」 不可侵特権を享受するそれらの 外国国家に対して、 事実状況からの反訴についても、 チ エ コ 裁判所 (第二項)、一 ば 権限を与えられるとし 他の国家において権利を行 外国 文書、 が置 般国 国家は、 国における管轄裁 かか |際法上 証 'n 国 第一 人の その管轄に てい 外国に 項)、 召 織 0 及び 玉 チ 際 お 執 機 服 判 エ 的

外務省が伝達する。

かよう

行又は

他

の手続手段

0

送達へ

適用されるものとし

(第四項)、不可侵特権を享受する外国

国

家、

玉

際

組織

機

関及

び自然人がチェ

コ

裁判所の管轄から排除されていない場合におけるそれらへの送達は、

第五 に伝達することができないときは、 頍 の諸規定は、 他 のチェコ共和国官庁が本法に依って規律された事柄を決定するための手続へも適用され 裁判所が送達の保管者を指名するものとし (第五項)、 そして、 第 項 ない

(第六項

する 判所は、 開始しない。 お の行使におい て開始された手続については、 第二項 外国判決がチェコ共和 第二章の チ て同等の資格を有する限り、 ı コ裁判所によって開始された手続が、 「運用規定」 においては、 三国において承認されることが正当に見込まれる場合には、 チェコ 裁判所にお チェコ手続規則の下における手続を行なうものとし 先ず、 第八条が 1 外国において解された手続よりも後であるとき、 て、 同一 「基本規定」として、 の当事者の 間における同 チェコ 中止することができると 裁判所は、 の事 項に関する手続 第 一項)、 当事者が権 チ エ コ 玉 裁 刹

裁判所 る。 6 該自然人が規律された法律によって規律されるが、 ときは、 者の適格性は、 の条件の下に、 れる。 更に、 第一〇条は、 た。 は、 「運用における外国人及び外国法人の地位」として、 相 それをもって足りるとし、 被告の申立てに基づき、 互 性 裁判費用の免除、 外国人が常居所を有する国家の法律に依って規律されるとする。 の条件の保証については、 条は、 外国自然人及び外国法人は、 外 国に常居所を有する外国人、 並びに、 それぞれの裁判費用の担保を提供することを課すことができる。 第二項が、 それらの者の利益を保護するため 欧州連合構成国及び他の欧州経済領域諸国市民 相互性が保証されるとき、 訴訟当事者以外の外国自然人の適格性、 チェコ法の下に適格であるときは、 及び、 第九条第一項が、 外国法人であって、 チェコ の無償代理 訴訟を提起する外国人及びその当事 但し、 |共和| 物権 国市民及びチェコ法人と同 及び、 人の立替え及び支給を与え 正当とすると定める。 チェコ法の下に適格であ の規律を求める者に対 へは適用されないとす その訴 訟権 定の 限 対期間 は 同 当 内

されるべきものとし に供託をしないとき、 第二項)、それとともに、 (第一項)、 被告に対する訴訟は継続されず、かつ、 担保提供の義務は、 担保の提供が課されてはならない場合として、 欧州連合構成国及び他の欧州経済領域諸国の市民へ課されることは 訴訟は終了するものとする。この必要は原告に知ら a号ないしe号が定めら ており

できないとする

において検認の効力を有するとし(第一項)、外国において発行された文書が、 疑義を有しないことの認証条項を与えるものとする によって発行された公文書又は公認文書につき、それらが認証の記載をもって交付されているとき、 て、それが発行された地において有効であるもの、 外国公文書」については、第一二条が、外国における裁判所、 裁判所の要求に基づき、それに対して外国国家側における相互性を知らせるものとする。 かつ、 然るべきチェコ共和国大使館がその認証に疑義を有しないときは、 及び、チェコ共和国において活動する外国の外交官又は領事官 (第二項)。又、第一三条は、 鑑定人及び官庁によって発行された文書であっ 国際条約に従って確認の記載を取 大使館は当該文書の認証 「相互性の探知」につき、 チェコ 法務省 共和 関

ことができるとする。これは、 定めていない限り、 裁判所が決定する権利及び義務に関する外国裁判所判決及び外国官庁判決、 玉 一際手続法の基本原則として、 ているとき、 解決及び外国鑑定又は他の公文書は、証明書が外国最終官庁から取得され、かつ、 チェコ共和国において効力を有すると定める。 承認されることができる外国最終裁判として、 第一項b号及びc号に言及された障碍についても、 第三章 外国裁判において敗訴となった当事者が主張するときにのみ考慮され 「外国判決の承認及び執行」は、 続いて、 連の裁判 先ず、 第一五条は、 並びに、 第一 (a号ないし f 号) それらの存在が別に知られた承 それらの事柄に関する外国 四条が、 チェコ官公庁によって承 本法の他の規定が チ エ コ が掲げら 共 和 玉 が別段に h 0 司 法

裁判所

が承認に関

して裁判するものとされる。

認官庁を決定しない限り適用されるものとする(第二項)。

規則又は国際条約 び執行につき、 執行可 第四章 能 その手続において適用されるものとする。 性 「承認及び執行の特別規定」として、先ず、「一定の外国判決」につき、 の直接的適用により、 の宣言を必要とする欧州連合法又は国際条約の直接的適用に依 それが特別な手続において決定されたことを承認することを要求すると 続いて、 第一八条は、 当事者が、 って規律される外国 第一七条は、 承認に関する欧 裁 本章 判 0) 州連合 承 Ó 諸 認 規

法に基礎を置く法人の本拠をチェコ共和国へ移転することは、 お は、 の第一 とその株主若 る国家の法律によって規律されるものとする。 的交渉につい されるものとする。 第三項)。 成員の責任、 r V 尚 て別段に定められていない限り、 玉 本法に別 E 章 法律行為一 おい 権 方、 段 て適格であるとし 利及び義務の適格並びに部分的権限」の下に、 て設立された法人は、 しくは構成員との の定め 並びに、 第三〇条は、「法人」につき、 般の通則として置かれている諸規定として、 その者は、 が ない 法人の執行について責任を負う者、 限 間 その者が常居所を有する領域が帰属する国家の法律を主張することができるとする ŋ (第二項)、自然人の氏名の調整は、 『の関係、 チ 人の常居所が所在する国家の法律に依 Í 個人が法律行為を行なっている地の法律の下に適格であるときは、 コ 及び、 法のみに依って規律される。このことは、 当該法律は、 法人の法的人格及び法的能力は、 構成員相 互の関係、 第二九条は、「個人」として、 かような法人の商標若しくは名称及び内部条件、 並びに、 それが、 第四編 その者が市民である国家の法律に依って規律 かような法人の義務につい 個 その終了を規律するとし 国際条約、 別 って規律されるとし の私的制度のため それが設立され 欧州連合法又は他 外 国 法の下 法的人格及び法 Ó 規定 に設立され 第 ての株主若 第 た法律が帰 一項)、 一項)、 この規則 個 あ チ 本法に 的 の直 人は法 エ 能 属 す 接 そ 国 コ 力

13

る

的適用に依るときは、能力に影響を与えないと定めている(第三項)。

又は失踪宣告」については、 れてい 規律されるべきことを定めている。 である。 四一条及び第四二条に加えて、第四三条は、「為替手形及び小切手の行使及び異議申立の方式」に関する特別規定 特別規定を置いている。 利能力及び行為能力との関連において、「手形及び小切手の能力」については、第三一条及び第三二条が置 る。 続く第三章 「無能力の 「代理」は、 制限及び保護事項」として、第三三条ないし第三八条が置かれている。 そして、 第三九条及び第四○条が置かれている。続いて、 第四四条の他、 すなわち、 第四章 「時効」は、 消滅時効については、 第四五条において、 第四六条が、 それを権利義務の実体として位置付けられて 時効は、 「事業運営における代理人の 期限が服すると同一の法律に依って 第二章は「法的手続」として、 更に、「死亡宣告 信 用及び活

四 各論規定の概容

b 几 続き、 されるとし 依って規律されるとし [項)。 のとする。 各論規定の チェコ 第四八条が、「準拠法」として、 続 1 共和 て、 (第二項)、 それらの者が異なる国家の市民であるときは、 冒 一頭は、 第四. 国市民は、 九条が、 第五章 外国におけるチ (第一項)、 チェ 「家族法」である。 夫婦の身分関係は、 コ共和国における外国大使館におい 婚姻の方式は、 ェコ共和国大使館における婚姻はチェコ法に依って規律されるとし 人の婚姻適格、 その第一部 それらの者の双方が市民である国家の法律に依 婚姻が挙行される地において施行されている法律に依って規律 及び、その有効要件は、 夫婦の双方が平常的に居住する国家の法律、 「夫婦間 て婚姻を挙行することができないとする の関 係 一におい その者が市民である国家の法律に 、ては、 第四七条 って規律され 0 又は

確認及び異議申立は、

子

が

出生

した管轄地の法律に依って規律される。

子

が

出

生により、

複数の国

籍を取得した

ける扶 は、 状況 か、 B 適 チ る Ł 和 関係を規律 文書によって記録されなければならないとする L 居 住する 用法 第二部 国 れている。 エ 0 (第四 とし K 更に、 婚 コ 市民であるか、 若しくは、 養 おい 一姻当時において、 法に依 の直接的 [項)。 河, 義務は、 玉 (第二項)、 又は、 親子間 ての 家の法律、 0 する法律に 他方、 V 約定財 0 外 夫婦 み離婚を許容する外国法を適用することが必要である場合には、 て規律されるとし て規定し、 適用によって規律されるとし 国 チェコ法に依って規律される。 国際条約の下に指定される法律、 0) 裁判の承認」 又は、 夫婦は、 関係及び他 婚姻の 0 産制の 又は、 依の それらと関連する法律に従って判断されるとし 方が恒常的に居住する国 少なくとも夫婦の一方がチェコ共和国に常居所を有するときは、 続 無効、 て規律されるとし 権 夫婦 夫婦財産制 ĺλ 利は、 て の幾つかの条件_ に関しては、 の双方が国民である国家の法律、 又は、 (第一項)、 第 夫婦財産制の交渉時に方式へ Ħ. 0 几 婚姻が成立したか否か 準拠法の変更を合意し、 [条が、 第五 夫婦間 第 (第二項)、 (第四項)。 合意が外国におい 「家の法律、 の下に、 親子関 項)、 直接的に適用される欧州連合法の使用によって規律され 条及び第五二条が置かれ の扶養義務は、 第 夫婦の自己資金による負担額は、 係の 先ず、 続いて、 又は、 項 確定及び 0 の決定に 第五三条が、 下に、 適用される法律に依って規律されることが定め それらの財産関係が、 さもなけ て行なわれるとき、 不動産に 第五〇条は、 玉 否定に .際条約の下に指定された法律、 離婚を認め おける婚姻能力、 (第三項)、 関し れば、 てい 関する準 親子関係 しては、 少なくとも夫婦 る 離婚は、 チ 前に夫婦であ ない ı 拠法] 不 合意の公正 コ 法に依 の確定及び否定に か、 動産 夫婦の一方が市民であ 及び、 チェコ 開始当時 夫婦 又は として、 がが って の 一 所 の双方が 方式、 った者 法が適用 証 在する国 方が 非 規律され 0 書又は 夫婦 常に 欧 親 i の 間 そ チ 平常 州 子 の終了 され 関 家 関 エ 厳 0 類 連 にお コ 身分 合 する ると 係 似 Ò 的 る 共

及び に依 関 関係 それが 件」として、 轄権」に関する規定である。 とされる。 ときは、 係 が行なわれ が子の)財産 って規律される。 0 0) 第五八条は、 子 確定及び否定に関する外国裁判の承認」に関し、 決定の有効性については、 その者は、 利 の保護に Ò 外国において、 益に適うときは、 利 親子間の養育に関する関係は、 たとき、 益に適うときは、 うい 「未成年者に関する外国裁判の承認」に関する規定である。 チ 、エコ法に従って行動するものとする。 ての親の責任及び範囲に関しては、 その者の家族の有効性を決定することをもって足りるとする 他の関係の受益者の権利に関しては、 他方の者を世話をする親子関係を否定するその地の法律に従い、 当該法律が適用されるものとし 第五七条は、「未成年者の養育、 親子関係の存否を決定するため、 親子関係が承認された国家の法律の下に有効であるときは、 国際条約の下に指定され 第五六条は、 国際条約に基づく法律に依って規律されるとする 子の母がその懐胎の当時常居所を有していた国 養育の準拠法が指定されるとし (第一 教育及び世話に関する準拠法及び チェコ法が使用されるものとし 項)、 た法律、 「未成年者の養育、 子がチェコ 欧州連合の直接的適用 共和国に常居所を有し、 (第三項)。 教育及び世 裁判手続又は裁判外手 それをもって足りる 第一 第 Ħ 他の 項)、 (第二項)、 五条は、 の法 一話に関 幾つ 子の身上 律 [家の法 : の 適 か する管 か 0 親子 親子 つ、 用 条

的 る の当 時、 た国家の法律の適用を要求することができる。 に居住しており、 玉 母 が平 部 法律に依 市民であ 未婚 常的に居住してい 0 母 って規律されるとし った国家の法律に依って達成されていない限り、 か の権利」 つ、 子の父がチェコ共和国 る国家の法律に依って規律されるとする。 の下に、 第五九条は、 第一 項、 懐胎した未婚の女子の請求権に 「市民であるときは、 子の母が外国人であって、 子の母 の請求権であって、 その者が、 子の 母は、 母 の権利は、 子 求婚への服従 子の父に対するものは、 子の出生当時、 0 0 r.V 出 ては、 生当 チ 時 その者が、 エ コ法に依って規律され の当時、 チ その者が市 エ コ 共 求婚 常居所を有 子 和 民であ Ò 玉 舶 0 服従

法律

が

同様に適用されるとする(第二項)。「外国裁判の承認」に関しては、第六三条がある。

るものとする(第二項)。

育及び の効力は、 チ 養子が る お ないとし それら 国家の法律、 エ V てしか コ 共和 世話に関し、 の者の国籍によって確定される夫婦双方の法律、 市 . 部 民であ (第二項)、 養子 成立の当時、 国に常居所を有する限り、 許容しない 又は、 Ź 国家の法律に定められた要件に服するとし 組 養子と養親若しくは養親双方との間におけるの関係は、 第一項及び第二項の諸規定の下に、 の 下 に、 養子が市民である国家の法律に依って規律されるとし 外国法の適用が必要であるとき、 全ての当事者が市民である国家の法律、 第六〇条は、 チェコ法が適用されるものとされる 「管轄権」 に関し、 及び、 養親、 養子縁組を許さないか、又は、 養子が市民である国家の法律を遵守しなけ 第一 又、 若しくは、 又は、成立の当時、 項)、夫婦 第六一条 少なくとも夫婦 第五七条の諸規定に依っ (第三項)。又、 第一 0 「準拠法」は、 国籍が異なるとき、 項)、 全ての当事者が常居所を有 非常に厳 養親の 第六二条は、 の一方、 養子縁 権 しい 刹 又は、 及び 養子 組 て指定され 状 の 責任 養子縁組 況 ń 成立は、 養子 ば の下に なら 教 が す

他 慮されるとし するとき、 必要とするときは、 0 第 国 未成年者の信託及び後見については、 Ŧi. 未成年者の身上又は財産の保護が、 [家の法律に依って規律されるとし 部 その変更後、 成年者の後見及び監護」 (第三項)、そして、 それが適用されるとし 未成年者が以前に平常的に居住した国家において創設された後見及び信託の条件は 第三五条及び第三六条が、 の下に、 それに関する裁判所又は官庁が所在する国家法律が適用されるとする。 (第二項)、 状況が重要な関連性を有する他の国家の法制度 第 第六四条が、 項)、 又、 未成年者が常居所を変更し、 回復のため、 管轄権 必要な修正を加えた上で適用されるものとされて につき、 第一 項及び第二項 そして、 か 第六五条が、 つ、 の適用 0 他の 例外 0 玉 的適 更なる援 用 準拠法」 常居 又は考慮を 所を有 用 が

る (第四項)。 第六六条は、「外国裁判の承認」に関する規定である。

たか、 締結の適格性、 された国家において発生した登録パートナーシップ及び類似の関係の廃止、 産関係へも適用されるとし(第二項)、登録パートナーシップ及び類似の関係が締結されたか、 無効及び不存在について決定するとし 民であり、 録パートナーシップがチェコ共和国において締結されたか、又は、少なくともパートナーの一方がチェコ しい規定として、 又は、 が 同性間 かつ、 規律しているが、 終了された国家の法律に依って規律されるものとする。 締結及び取消の方法、 の登録パートナーシップについては、「登録パートナーシップに関する二〇〇六年法令集第一一 チェ 第六章 コ共和国にその常居所を有するときは、 「登録パートナーシップ及び類似の関係」においては、 それには抵触規定が置かれていなかった 無効、並びに、不存在は、登録パートナーシップ又は類似の関係が締結され (第一項)、登録パートナーシップ及び類似の関係の条件、 登録パートナーシップ若しくは類似の 同一の法律は、 (Pauknerová, op. cit., p.152.)。そのため、 無効及び不存在に関する外国判決は 第六七条が、 パートナーの身分関係 チェコ裁判所 又は、 及び、 関係 それが承認 その効果 共 0 及び 廃 和 は、 国 財 Ŧi. 芾 登

する物権の権限」につき、又、「準拠法」については、 それ以上の手続を経ることなく承認されるものとする 次に、 財産的法律関係に関する規定について簡略に言えば、 第六九条ないし第七二条が規定している。更に、 (第三項 第七章

「物権」の下に、

第六八条が、「不動産に対

は、

「信託基金及び類似の工夫」に関する特別規定である。

「相続法」は、 財産法の中に配置されている。「管轄権」に関しては、 第七四条及び第七五条が規定し、

に関しては、 第七六条が、 相続の法律関係は、 被相続人が、 死亡当時、 平常的に居住してい · た 国 家の法

被相続人がチェコ共和国市民であり、

かつ、

少なくとも相続人の一

律に依って規律されるべきことを定めている。

は、 るか、 契約 国家 時、 13 時、 定めてい 定めることができるとし 相続又は他の死因契約の作成の方式へ準用されることが定められてい 式に関して有効とするとし かについても決定するとし なることが言及された相続法の n 人がチェコ る法 おける他の形態の 相 ても妥当すると規定されてい 0) 常居所を有した国家 (d号)、 続 又は、 並びに、 律に代えて、 作成へも適用されるとし 居所を有して 市民であ 人が 共和 相続 なく、 建築遺産についても、 又は、 瑕 国に常居所を有するときは、 ・疵ある遺言及びその表現の効果は、 た国 人が遺言において定めてい か 法定相 不動産に関する場合において、不動産が所在する国家 創出の成立及び取消の適格性について決定し、又、 11 つ、 家 た国家の法律に依 (第四 (c 号)、 (a 号)、 権限を有するチェ 続関係の被相続 (第二項)、 第一 何 項)、 (第三項)、 項)、又、 、る n 法定相続関係が行なわれる国家か、 遺言が行なわれた国家 か 相続の法律関係が遺言当時市民であった国家の法律に依って規律されることを 当事者は、 (第五項)。 第二項の の相続合意を選択することができるものとされる。 って規律されることを定めてい 人が遺言の当時 遺言者は、 遺言の方式については、 チ な コ 裁判所 ı 13 諸規定は、 第七八条は、 法律関係につき、 限 コ法が規律するとされ、 ŋ 遺言の表意当時、 0 遺言において、 判 他 決が 恒久的 0 遺言者が (b号)、 国家若 チェコ あるときは、 に居住してい 第四 しくは領域単位、 相続契約の当事者の 遺言者が 共 被相続人が遺言の表意当時、 る。 和国 建築遺産についても、 又は、 「項にお 死亡の場合に、 る。 被相続人が市民であったか、 更に、 第七七条が、 (e 号) 0) チ 同様に意図され 遺言 領域に所在する遺 遺言 13 I た国家の法律が規律することを定め て被相続 これは、 コ の表意当 の法秩序に適合するときは、 の入手当時、 共 又は、 和 他 遺言を作成又は撤 国 一人となる事実をもっ 人が これ が 相続の廃止又は他 _の 時、 形 それらに現存する機関 権 た法律は、 さもなけ 態の 峲 は 相 又は、 言者 続 それが適用され を取 契約 又は、 他 創出が許され 又は、 0) 得することを 0 その 死亡 物 死 n その 及び 当 因 ば その 作成 死亡当 の場 適 の死因 する適 死亡 用さ 権 方 当 刹

は相続人とならないものとする。「外国裁判の承認」については、 第七九条が規定する

第八一条が、 第九章 「知的財産権」については、 そして、「割賦弁済計画に関する管轄権」につき、 第八○条、又、 第一○章 「有価 「有価証券及び投資に関する準 証券、 他の投資手段及び 証書」 うい · つ

第八二条及び第八三条が置かれてい

関する規定がある。 関係」について、第一〇一条の一箇条のみが置かれてい 係」に関する第九三条ないし第一○○条に亘る詳細な規定が置かれている。 の委任」 11 第八五条 て、 第一一章 特例規定として、 に関する第九一条、 |管轄権」、 「債務法」については、 更に、第五部「一方的法律行為」に関する第九〇条、 第八六条 第四部 第七部 「外国裁判所の管轄権の取決め」、 「労働法」につき、 第一部 「ネットワー 「基本規定」に関する第八四条に続いて、第二部 · ク 第八八条 に関する第九二条、 . る。 「管轄権」、 第三部 「契約」として、 第八九条「一定の労働関係 第六部 第八部 そして、 「保証委任、失敗の効果及び変更 「小切手及び為替手 第九部 第八七条の基本規定に続 「手続規定」として、 「幾つか の契約外債 0 準 形 の法 拠法」に 律 関

して、 は、 及び第一一六条が 定がある。 その 第一〇八条 第一一 「外国仲裁裁定額の承認及び執行」については、 財政 他の手続規定として、 七条が 制 第六部 度の 「チェコ法の証明」、 衰退」 ある。 「仲裁の合意」、 _ 破産手続_ に関する第一一二条ないし第一一四条があり、 新法の特徴として言及された第七部 第五部 に関する諸規定も詳細である。 第一 第一○九条「文書の高度な証明」、 「外国裁判所との関係における司法共助」に関する第一○二条ない 一八条が 「外国仲裁人の適格」、 第一二〇条ないし第一二二条が規定している。 第一章 「仲裁及び外国仲裁判断 「総則規定」として、 第一一〇条「法務省の声明」 第一一九条が 第三章 「保険の衰退」に関する第 「準拠法の決定」につき、 の承認及び執行」につい 第一一一条に続き、 に関する諸 し第 Ŧi. 0 7 条

五 後書き

らず、 としてのわが国の視点から見て、今後の重要な検討課題となるように思われる。 て、 も可能であろう。 一定の場合を除いて、 近時、 国際私法もまた、その影響を受けていることが看取される。 チ その場合においても、 ı 新法に見られる新しい規則との関連において注目すべき点であろう。欧州連合加盟国 コ 欧 共和 州連合においては、 玉 従って、 [国際私法については、 欧州連合法の援用は適正を欠くものであり、 それらの諸条約及び欧州連合法が、 ハーグ国際私法条約等の条約の援用は可能であり、 その統 そのような二元性が具体的に如何様に発現しているかが、 国際私法規則が形成されようとしている。 しかし、 如何様に導入されているかが、 従来通りの対処が必要とされることとなる。 欧州連合圏外の諸 又 欧州連合法の準用という法形式 従って、 国との関連においては、 その・ の 旧法との比較のみな 国内国際私法とし 加盟 欧 亜国にお 州連合圏外 ける国 仴 国

かさはら としひろ・法学部教授―